



平成18年5月19日

各位

会社名 都築電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 都築 東吾
(コード番号 8157 東証第2部)
問合せ先 総務部長 飯田 康彦
(TEL. 03-6833-7702)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針について

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が法令・定款・社内規程を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「行動規範」を定める。また、その徹底を図るために、社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、体制の維持・向上を図る。

さらに社内通報制度を設置し、グループ会社内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を新たに定め、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し体制の構築及び運用を行う。

(2) 不測の事態が発生した場合には、「リスク管理委員会」は当該リスクの適正な把握に努めるとともに、個々のリスクについて管理責任者を定め、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する重要事項については常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社の業務の適正を確保するため、グループ各社にも「行動規範」を適用し、グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社へ決裁及び報告を行う。さらに、当社並びにグループ会社の責任者による関係会社連絡会議を開催し、業務の適正を管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当概従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、補助者として事前に決められた監査室の要員に対し、監査業務の補助を行うよう依頼できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

7. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、当社及びグループ各社の業務または業績に与える著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- (2) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、グループ各社の監査役等との緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。

以 上